

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 1 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課

御中

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 学 生 支 援 課
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 初 等 中 等 教 育 企 画 課
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 参 事 官 (高 等 学 校 担 当)
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課

往復乗車券及び連続乗車券発売終了に伴う
学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更について（通知）

このことについて、JRグループより別添のとおり周知依頼がありましたので、事務担当者及び学生・生徒等へ周知いただくようお願いします。

また、学校学生生徒旅客運賃割引証の発行や管理については、厳正な取扱いを行うとともに、適正な使用等について学生・生徒等に対する指導を引き続きよろしくをお願いします。

各位におかれましては、所管若しくは所轄の学校、その他の教育機関（専修学校、各種学校等）又は域内の市区町村教育委員会等に対して、このことを周知いただくよう、併せてお願いします。

なお、学校学生生徒旅客運賃割引証の様式はJR各社の「旅客営業規則」で定められておりますので、様式変更に関するご質問等については、別添に記載のJR担当部署の「問い合わせ先」へ直接お問い合わせください。

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生支援課厚生係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2522)

E-mail : gakushi@mext.go.jp

※ 周知依頼の内容に関することは、別添に記載の
「問い合わせ先」へ直接お問い合わせください。

文部科学省

高等教育局学生支援課長 殿
初等中等教育局初等中等教育企画課長 殿
初等中等教育局参事官（高等学校担当） 殿
総合教育政策局生涯学習推進課長 殿

J R グ ル ー プ
運賃制度担当課長

往復乗車券及び連続乗車券発売終了に伴う
学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素はJ Rグループ業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、2026年3月13日（金）をもって、往復乗車券及び連続乗車券の発売を終了することに伴い、学校学生生徒旅客運賃割引証の様式を変更いたします。

つきましては、関係箇所に周知のご手配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 概要

交通系 IC カードの全国的な普及に伴い、往復乗車券及び連続乗車券をご利用になるお客さまが減少していることを受け、2026年3月13日（金）をもって、当該乗車券の発売を終了いたします。それに伴いまして、学校学生生徒旅客運賃割引証につきましては1枚の割引証につき、片道・往復・連続のいずれかの乗車券をお求めいただけることとしていましたが、2026年3月14日（土）より、1枚の割引証につき片道の普通乗車券を2枚まで同時に発売いたします。

2 取扱内容及び現改比較

別紙をご参照ください。

3 周知をお願いしたい学校

学校教育法第1条（幼稚園を除く。）、第124条及び第134条の規定に基づき設立された学校

4 問い合わせ先

	担当部署	連絡先
JR 北海道	営業部 運賃・制度グループ	011-700-5774
JR 東日本	鉄道事業本部モビリティ・サービス部門	03-5692-6251

	営業業務支援室（営業制度・連絡運輸）		
JR 東海	静岡支社運輸営業部営業課		054-284-2221
	東海鉄道事業本部運輸営業部営業課		052-564-2410
JR 西日本	エリア	箇所名	
	北 陸	金沢支社営業課 制度担当	Kana-toiwase@westjr.co.jp
	近 畿	近畿統括本部駅業務部 制度担当	kinki-toiwase@westjr.co.jp
	中 国	中国統括本部駅業務部 制度担当	chugoku-toiwase@westjr.co.jp
JR 四国	営業部業務課（運賃・制度）		087-825-1636
JR 九州	営業部営業課（運賃制度・商品）		092-474-0354

以上

別紙

往復乗車券及び連続乗車券発売終了に伴う 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更について

1 具体的な取扱内容

(1) 現行の取扱い

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）1枚につき、片道・往復・連続のいずれかの普通乗車券を発売いたします。

(2) 2026年3月14日（土）からの取扱い

学割証1枚につき、片道の普通乗車券を2枚まで同時に発売いたします。2026年3月13日以前に往復乗車券や連続乗車券として購入していた区間をご旅行する場合も、それぞれの記入欄に乗車区間をご記入ください。

※それぞれの区間の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

2 学割証の様式変更について

往復乗車券及び連続乗車券の発売終了に伴い、発行機関にて発行する学割証の様式について、2026年度納品分から次頁の様式に切り替えていただきますようお願いいたします。

3 その他

現在使用している学割証につきましては、当面の間引き続き有効なものとして取扱いを行います。なお、現行の様式を引き続き使用される場合は、記入内容に応じて、片道の普通乗車券を発売いたします。現行の様式の記入例は次のとおりです。

記入例)

- ・ 2行程の場合は「乗車区間」の欄に2行程ご記載ください。
- ・ 「乗車券の種類」欄の「片道・往復・連続」は、○の記載は不要です。
- ・ 通信教育用も同様の記載方法となります。

以上

別紙
一般用

現行

(表)

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 _____ 号

	学校種別又は指定番号	
※乗車区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(_____ 才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで	

_____ 年 _____ 月 _____ 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者氏名 _____

	代表者 職 印
--	------------

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割 引 コ ード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(裏)

改正

(表)

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 _____ 号

	学校種別又は指定番号	
区間1		
※乗車日	●●●●年●月●日	
※乗車区間	駅から	駅まで
※經由	經由	
区間2		
※乗車日	●●●●年●月●日	
※乗車区間	駅から	駅まで
※經由	經由	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(_____ 才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日発行 ※発行日から3箇月間有効	

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者氏名 _____

	代表者 職 印
--	------------

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割 引 コ ード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(裏)

別紙

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できません。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者が記入してください。
- (4) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

【主な変更点 (赤枠)】

- 1 乗車券の記入欄について「片道・往復・連続」の表記を削除し、2区間記入するため記入欄を追加
- 2 裏面の内容を一部修正

別紙

通信教育学校用

現行

改正

(表)

(表)

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(通信教育学校用)

第.....号

※乗車区間	駅から 駅まで	経由
※乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期間	平成 年 月 日から	
	平成 年 月 日まで	

平成.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者氏名.....

代表者
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 <small>(放送大学「回数」のみ発行者が○)</small>

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(通信教育学校用)

第.....号

区間1	
※乗車日	●●●●年●●日
※乗車区間	駅から 駅まで
※経由	経由
区間2	
※乗車日	●●●●年●●日
※乗車区間	駅から 駅まで
※経由	経由
※乗車券の種類	普通乗車券 普通回数乗車券
部科及び学年	第 学年(年次)
証明書番号	
使用者の氏名及び年齢	(才)
割引率	普通乗車券 2割 (旅客鉄道会社線) 普通回数乗車券 2割又は5割
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで

.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者氏名.....

代表者
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 <small>(放送大学「回数」のみ発行者が○)</small>

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

別紙

(裏)

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）してください。
- (4) ※印の欄以外の事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、表記の期間（面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで）です。

(裏)

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のもより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- (3) 割引普通乗車券と割引普通回数券を同時に購入することはできません。
- (4) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- (6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (8) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

【主な変更点 (赤枠)】

- 1 乗車券の記入欄について「片道・往復・連続」の表記を削除し、2区間記入するため記入欄を追加
- 2 乗車券の種類に「普通回数乗車券」を追加
- 3 裏面の内容を修正